

## 災害及び感染症発生時における一般廃棄物収集運搬等の 支援に関する協定の概要

締 結 者：(甲) 甲賀市  
          (乙) 株式会社水ロテクノス  
              株式会社日映日野  
              株式会社ヒロセ  
          (丙) 滋賀県環境整備事業協同組合

協定締結日：令和2年10月19日

目 的：災害等緊急時における甲、乙及び丙間の支援業務に関する基本的事項を定めることにより、一般廃棄物の収集運搬等を迅速かつ円滑に実施することを目的として締結します。

支 援 内 容：乙及び丙は、災害等緊急時において、甲の要請に基づき次に掲げる業務について、可能な範囲で支援するものとします。

- (1) 一般廃棄物の収集運搬（家庭系一般廃棄物、し尿、浄化槽汚泥等）
- (2) 避難所等から排出される一般廃棄物の収集運搬
- (3) 避難所等に設置された仮設トイレのし尿収集運搬
- (4) 公共下水道終末処理場及び農業集落排水処理場から他の処理場へのし尿等の移送
- (5) 下水道施設等の緊急措置
- (6) 浄化槽の緊急点検及び応急復旧
- (7) 仮設トイレの設置
- (8) その他前各号に類似する業務